

群馬県ユニバーサルデザインタクシー車両導入支援事業補助金交付要領

第1 交付要綱第9条(5)に規定するその他申請に必要な書類とは、次の各号のとおり。

- (1) 一般乗用旅客自動車運送業者の認可書又は許可書(写し)
- (2) 法人の場合はイ、個人事業主の場合はロ
 - イ 申請者及び自動車使用者の履歴事項全部証明書(写しでも可(3か月以内に発行されたもの))
 - ロ 住民票(マイナンバーの記載の無いもの)及び前年度の確定申告書(写し)
- (3) 県税に滞納がないことを証する書類(納税証明書(3か月以内に発行されたもの))
- (4) 群馬県暴力団排除条例(平成22年10月28日条例第51号)、群馬県の事務事業からの暴力団排除に関する要綱(平成23年3月28日制定)及び運用通知に基づく誓約書
- (5) 不法就労対策に係る誓約書
- (6) 当該補助金申請年度の前年度に交付要綱第10条2(4)ア及びイの要件を満たしている場合はイ、満たさない場合はロ
 - イ UD研修実績報告書(様式2号)
 - ロ 実績報告までに、上記の要件を満たし、UD研修実績報告書(様式2号)を知事へ提出する旨の誓約書
- (7) 口座振替申込書
- (8) 国庫補助又は市町村補助を併用する場合は、当該補助に係る申請書、交付決定通知書等の関係書類

第2 交付要綱第10条2(4)に規定するUD研修実績報告書に添付する書類は、次の各号のとおり。

- (1) 受講者名簿(任意様式でも可)
- (2) 受講者に交付された研修修了証の写し
- (3) 通達「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」(H30.11.8付)に基づく研修(実車を用いた研修)を年2回以上実施していることを証する書面(別紙1)